情報化社会における消費者教育 ----インターネット社会における子どもたち

細川 幸一

1. 情報化社会とは何か

現代社会は情報化社会とも呼ばれる。それは情 報伝達手段が各段に進歩した社会である。人間以 外の動物を考えてみれば、彼らの情報伝達手段は 極めて乏しい。人間が他の動物と違いを見せ始め たのは、言葉によってお互いの意思を伝えること を習得したことであろう。さらにそれは文字への 発展につながり、文章にして、対面できない遠隔 者に情報を伝達したり、あるいは後世に残すこと も可能とした。安価な紙の発明が情報伝達を容易 にしたといってよかろう。人間はいろいろな局面 でも工夫を重ね、情報伝達手段を発明していっ た。船と陸地などの交通における安全情報は手旗 信号や発光信号を使って意思を伝えた。1825年に 電磁石が発明されると、アメリカのサムエル・モ ールスはこれとスイッチを使って電流を切ったり 流したりするリレーを考案し、その電流の長短を 組み合わせた符号を発明して、電信機を作ったの である。

それ以降、電気や電波を利用した情報伝達手段 は格段の進歩を遂げ、ラジオ、テレビなどの放送 媒体、電話、携帯電話、インターネット、テレビ 電話などの通信媒体の進歩は目覚ましい。とくに インターネットという便利かつ安価な情報伝達手 段がだれにでも利用可能な今日、以前の時代に入 手できた情報量とは比較にならないほど膨大な情 報量が短時間で簡単に入手できるようになってい る。しかも、情報量が増えたというだけではな く、情報と人との関係の在り方に格段の違いを生 じさせているのである。

20世紀末から21世紀初頭へかけてのもっとも著しい科学の進歩は情報分野とくにインターネットの発達であろう。10年前には予想すらしなかった速度でその進歩・普及は進み、インターネットなしには我々の日常生活は考えられないほどになった。

2. インターネットと子どもたち

(1) 時代背景

インターネットの電子掲示板「2ちゃんねる」への書き込みをもとにしたラブストーリーが、ネットで生まれた物語として単行本化されてベストセラーになり、漫画・映画・テレビドラマ・舞台にもなった。「電車男」である。その誕生自体が情報化社会の産物といえるが、そのストーリーも女性に全く縁のなかったオタク青年が掲示板サイト仲間から励ましを受け、憧れの美女との距離を少しずつ縮めていくというもので、若者の人間関係の構築にインターネットが欠かせないものとなっていることを物語っている。現在の若者は友人との情報伝達もメール交換が主で、メール中毒の蔓延ともいわれるほどになっている。

従来、不特定多数の人々へ電子媒体を通じて情報を伝えることができるのは放送事業者だけであったが、インターネットの発達と普及は個人による不特定多数者への情報提供を可能とした。新聞、テレビ、ラジオなどの従来のメディアで提供される情報は、一方的に伝えるだけのものであったが、インタ

ーネットは双方向の情報伝達機能を有するのが特徴 である。従来は資本力のある企業だけが放送手段 を利用して一般大衆に対して情報を発信することが できたが、インターネットではだれでも気軽にホーム ページを開設し、不特定多数の人々に情報を発信 することができる1)。すなわち、個人がインターネッ トを通じて情報収集できる一方、サイトの開設やブ ログの設置により、自ら情報を発信することで不特 定多数の人間とコミュニケーションをとることが可能 となったのである。そしてもっとも特徴的なのは情 報発信者の匿名性が確保できるということである。 自分の素性を知られぬままに不特定多数の者に情 報伝達ができる。日常生活の利便性を格段に高め たインターネットは同時に相手先が見えぬままに人 間関係や契約関係を築くことによるリスクを生じさ せている。道徳、世間体、コミュニティなどの監視 といった社会的規制により抑えられていた人々の欲 望も匿名性という衣を着て、抑えておくことができ なくなってきている。インターネットは現代社会の病 理を増大させているが、そこでは子どもたちに最も 大きな影響を与えている。危険が潜むのは、パソコ ンでのネット利用だけではない。警察庁のまとめで は平成17年度の出会い系サイトに関係した事件 1.581件のうち、被害者の84%が18歳未満で、事件 の96%で携帯電話が使われていたという。

現在のインターネット社会には、自己責任原則に基づいて自主的な行動ができる(と想定されている)一般成人にとっても危険な落とし穴があるが、そこに子どもたちが安易に入り込めば、その危険性はますます増大する。一方、その有用性は計り知れないものがあり、高等教育のみならず、義務教育においてももはや子どもをインターネットから遠ざけるだけではなく、いかにそれをうまく利用するかという教育の必要性が叫ばれている。子どもにとってのインターネットの問題については以下のように整理できる。

(2) 問題点

(a) 有害サイトへのアクセス

有害サイトとは一般的にはアダルトサイトや出 会い系サイト、暴力画像などを集めたサイトなど のことをいう。このようなサイトに親が知らないうちに子どもたちがアクセスしてしまいトラブルとなる。現在、多くの子どもたちがインターネットで宿題などの調べものをすることも当たり前になっており、パソコンは子どもたちにとっても必須の道具となってきている。インターネットは日本のみならず世界中の情報を必要に応じて手に入れることができる便利なものだが、誰でも気軽に利用できるがゆえにさまざまな問題が発生している。また、自宅で親が気をつけていても、マンガ喫茶やインターネットカフェでインターネットにアクセスすることもある。

群馬大学の下田博次教授とモバイル社会研究所が2005年、全国の中学・高校生4,620人を対象に行った調査²⁾では、中学生の41%、高校生の48%にメール友達(メル友)がいることが判明している。このうち、メル友に実際に会ったことがあると答えた中学・高校生は38%にも及んだ。また、20代の社会人のメル友がいる中学・高校生は12%、30代から60代までのメル友がいる中学・高校生は12%、70代から60代までのメル友がいる中学・高校生も4%いた。中学・高校生の多くは、出会い系サイトや情報交換サイトでメル友と知り合う。

インターネットは大人の欲望のはけ口でもある。 ありとあらゆる誘惑がそこにはある。アダルト向 け図書、映画、ビデオなどの従来の媒体は物体と しての商品であるので従来の行政による業者規制 と違反事業者への制裁により子どものアクセス拒 否が比較的容易なのに比べ、インターネットでは それが働きにくい。多くの成人向けサイトでは閲 覧者が未成年か否かを問い、閲覧者が成人である ことを認めてはじめて内容が提示されるが、これ の効果はほとんどないであろう。むしろ問題があ った場合のサイト提供者の免責を確保する手段に すぎない。有料サイトでは、クレジットカードな どによる代金の前払いが原則であり、未成年者に は一定の歯止めがかかるが、親のクレジットカー ドがあれば簡単に契約できてしまう。個人による 子どもへの買春メール、掲示板なども多い。ある いは子どもサイドからの売春の働きかけも容易な 状況をインターネットは作り出している。

図表-1 子どもや若者の消費生活相談件数 (学生等階層別)

平成18年	小学生	中学生	高校生	大学生 専門学校生	学生以外	計	
(1月~12月)	146	719	719	1,494	3,913	6,991	
		44.	56.0%	100%			

注: 学生以外は「16歳~24歳の若者で給与生活者・自営・自由業・家事従事者・無職の者」

り、やがて学校に通えなくなり、引きこもり生活が半年も続いたころ、ネットで偶然見つけて相談した「全国webカウンセリング協議会」がプロバイダーに削除依頼を出し、

(b) いじめや犯罪

全国の小・中・高校生を対象にした文部科学省の平成18年度のいじめ実態調査³⁾では、パソコンや携帯電話で誹謗中傷や嫌がらせなどを受けた例を聞き(複数回答)、全体の3.9%にあたる4,883件で「ネットいじめ」があったことが判明している。顔写真とアダルト画像を組み合わせた合成写真が掲示板に掲示されるケースも報告されたという。

2007年7月3日、神戸市須磨区の私立高校で同 校3年の男子生徒(18歳)が校内で飛び降り自殺 した。ポケットに入っていた遺書には、同級生か ら金を要求されていたことなどが書かれていたた め、兵庫県警が捜査し、携帯電話のメールで再三 金を要求したとして、同級生の少年2名と同学年 の少年を恐喝未遂容疑で逮捕した。生徒がインタ ーネットサイトに裸の写真や悪口を投稿されたり、 偽ブランド品を売りつけられたりしていたことも 判明している。ネットを通じて子どもが犯罪被害 者になると同時に子どもを容易に犯罪者にしてし まっている。2007年10月2日付読売新聞は、東京 都内の美容院でアルバイトをする19歳の男性の経 験を紹介している。都立高校2年生のときから在 校生らが自由に書き込める学校裏サイトで攻撃さ れはじめた。実名がさらされ、匿名での中傷が 延々と続いていたという。書き込みは日に50件を 超え、内容も激化し、気に留めないよう自分に言 い聞かせるのも限界となった。こうしたいじめの 発端は夏休みに運動部の合宿に参加できなかった ことをずる休みと思われたかららしいという。携 帯電話にも差出人不明のメールが次々届き始め、 深夜でも授業中でも攻撃はやまない状況となった が、それはネットの上だけで、実生活上は、何事 もなかったかのように誰もが普段通り接してくる のだという。だからこそ怖く、誰とも話せなくな サイトは閉鎖されたという。

最近、こうした学校裏サイトの存在が問題になっている。学校裏サイトとは、中学や高校の生徒たちが情報交換を目的に、非公式にインターネット上に作った掲示板である。アクセス数を増やそうと自分の裸の画像を載せたり、匿名で書き込めるために同級生らを攻撃したりするケースも出ている。有害サイトの閲覧を制限するフィルタリングソフト(詳細は後述)でも排除できないものも多い。場合によっては犯罪にまで発展するケースが相次いでいる。

(c) 契約トラブルの増大

インターネットは商品やサービスの購入も容易にしている。子どもが、あまり好ましくない、あるいは高価な商品やサービスを契約することも、通常の店舗販売や通信販売に比べて容易である。また、法律上、インターネットによる消費者契約は「通信販売」となり、「訪問販売」と違って法律上クーリングオフ権の定めはない40。民法は結婚していない満20歳未満の者を未成年者とし、親(法定代理人)の同意がない契約は取り消すことができるとしているが、もしサイト上のデータ入力で虚偽の申告をしていると契約は取り消すことは法的には困難である。

埼玉県消費生活支援センターの2007年の調査⁵⁾ によると、埼玉県内の消費者相談件数は平成18年 1月~12月は56,395件で、そのうち相談当事者が 学齢期の6歳から24歳までの子どもや若者の相談は6,991件、全相談件数の12.4%を占めている。これを学生(小学生、中学生、高校生、大学生・専門学校生)と学生以外で分けると(図表-1)、学生が44%を占め、社会経験の乏しい若者が、学生のうちから消費者トラブルに巻き込まれているこ

	商品・サービス													
	小学生	件数	中学生	件数	高校生	件数	大学生 専門学校生	件数	学生以外	件数				
1	オンライン等関連サービス	111	オンライン等関連サービス	625	オンライン等関連サービス	543	オンライン等関連サービス	665	オンライン等関連サービス	1,234				
2	商品一般	6	電話サービス	18	電話サービス	19	化粧品セット	96	フリーローン・サラ金	383				
3	電子ゲーム玩具	3	商品一般	9	電話機類	13	エステティックサービス	65	商品一般	177				
4	婦人用バッグ	2	学習塾	5	健康食品	11	外国語·会話教室	51	エステティックサービス	158				
5	自転車	1	電話機類	3	外国語·会話教室	6	健康食品	43	四輪自動車	113				
6	スポーツ用品	1	小型コンピュータ	2	化粧品セット	5	商品一般	41	不動産貸借	106				
7	玩具·遊具	1	コンサート	1	学習塾	4	不動産貸借	37	ネックレス	105				
8	電話サービス	1	タレント・モデル養成教室	1	予備校	4	フリーローン	32	化粧品セット	100				
9	清涼飲料水	1	電子ゲーム玩具	1	エステティックサービス	3	理美容用具	21	他の台所用品	81				
10	外傷剤	1	コンピュータソフト	1	コンサート	2	複合サービス会員	16	電話サービス	52				

図表-2 子どもや若者の消費生活相談件数 (商品・サービス別)

とがうかがわれる。

子どもや若者の相談内容を商品・サービス別に 見たのが図表-2である。

それぞれの階層で『オンライン等関連サービス』がトップを占めており、子どもや若者の相談全体では『オンライン等関連サービス』が45.5%を占めている。内容としては、携帯電話やパソコンによるインターネット利用に伴う架空・不当請求や通信販売にかかるトラブルなどである。「情報ネットワーク社会」の中で子どもや若者にとっては携帯電話とパソコンは生活必需品となっており、インターネット関連のトラブルが広がっていることが認められる。

相談内容から見ると、クレジットでなければ購入できないような高額な商品・サービスを購入している例も見られる。もっとも契約金額が高額な事例は、下記のように小学生、中学生、高校生ともにインターネット関連の契約に関するものである。

小学生 小学生の息子が無料サイトを利用したは ずが有料サイト利用料の請求があった。 請求額は35万円。

中学生 インターネットのゲームサイトを利用。 親の断りなしに家族カードを持ち出しクレジットで決済。カード会社からの請求 明細で初めて分かった。海外の業者からの請求を含めて請求額は102万円。

高校生 携帯メールを開いた途端、有料サイト入

会手続きとなりサイト使用料として400 万円の請求。

3. 対策の現状

(1) 有害サイトへのアクセス防止

パソコンや携帯電話からの有害サイトへのアクセスを制限する「フィルタリング」が有効とされる。内閣府が2007年3月に実施した「情報化社会と青少年に関する意識調査」では、子どものインターネット利用で保護者が最も心配するのは「暴力的、性的、反社会的な内容を含む有害サイトへのアクセス」や「詐欺などの犯罪に巻き込まれる」ことであった。その一方で、フィルタリング機能を「知っている」と答えた父親は32%、母親は16%にとどまり、実際に使っている子どもは数%に過ぎなかった。

フィルタリングの方法は、フィルタリングソフトを購入し、PCにインストールする方法と通信事業者がサービスとして提供しているものに大別できる。

フィルタリングは以下のような方式でアクセス 制限を設ける。

レイティング方式

サイトに対して一定基準で格付け(レイティング)しておくことにで、情報受信者がその レイティング結果を利用して、受信者の価値 判断でフィルタリングを行う方式。情報発信 者が自ら格付けするセルフレイティングと、 第三者が格付けする第三者レイティングがあ る。

ブラックリスト方式

有害なホームページのリスト(ブラックリスト)を作り、これらのホームページを見せないようにする方式。

ホワイトリスト方式

未成年者にとって安全で有益と思われるサイトのリスト(ホワイトリスト)を作り、これに該当しないサイトを見せないようにする方式。

キーワード/フレーズ方式/全文検索方式 未成年者にとって、有害と思われるキーワー ドやフレーズを指定し、これらのキーワード やフレーズを含むサイトを見せないようにす る方式。

通信事業者が行うフィルタリングについては、 ソフトバンクモバイル、NTTドコモ、KDDIの携 帯電話通信業3社が2008年1月に未成年の携帯電 話利用者から出会い系などの有害サイトに接続で きなくする「フィルタリングサービス」への加入 を2月から強化すると発表した。未成年者が新規 契約する場合、親権者が「フィルタリングサービ スを利用しない」と明確に意思表示しない限り、 携帯会社が認める公式サイト以外への接続を自動 的に規制する。18歳未満の既存契約者に対して は、サービス加入を促す文書を送り、親権者が 「サービスを利用しない」と意思表示しない限り、 選別サービスを自動的に適用する。ただ、契約者 が親権者で、利用者が18歳未満の場合は、サービ ス加入を勧めることにする。また、KDDIは3月 から、KDDIが認めた公式サイト以外の一般サイ トへも接続できるが、出会い系など特定分野に限 って閲覧を制限する選別サービスも始める。

ただし、未成年者が携帯電話やPHSで有害サイトを閲覧できないようにするフィルタリングサービスについて総務省が携帯各社による過剰な規制に歯止めをかける方針を固めたことも報じられている⁶⁾。NTTドコモなどは、自社が認定する「公

式サイト」だけ閲覧可能とし、他の「一般サイト」にはアクセスさせない方式を勧めている。しかし、これでは健全な一般サイトまで利用できなくなる恐れがあり、携帯電話会社のサイト選別が市場をゆがめるとの批判が出ているという。ドコモとKDDIは原則ホワイトリスト方式を適用し、希望者にはブラックリスト方式を提供する方針だが、ソフトバンクはブラックリスト方式を標準適用する。総務省が問題視しているのはホワイトリスト方式である。一般サイトにまったくアクセスできなくなり、利用激減が予想されるため。携帯のネット利用を牽引してきた競売サイトやネット商店街、若者の利用が急拡大しているゲーム交流や携帯小説は、ほとんど一般サイトのため接続が規制されてしまう懸念があるという。

選別サービス適用を受けるSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)運営会社⁷¹ などは 危機感を抱いており、「SNSというだけで接続できなくなるのは利用実態を考慮していない」と主張し、閲覧制限を設けるサイトの基準作りに乗り出しているという。

しかし、アクセスを制限したからといって問題は解決するわけではない。アクセス制限はむしろ子どもたちの欲求不満を引き起こす場合がある。そこにフィルタリングのジレンマがある。また、最近、マンガ喫茶やネットカフェでインターネットの利用が可能である。

(2) いじめ、犯罪の防止

文部科学省初等中等教育局長は2006年10月19日に「いじめの問題への取組の徹底について(通知)」を各都道府県教育委員会教育長、各都道府県知事、附属学校を置く各国立大学法人学長等に出している。そこでは、いじめ対策として下記の項目を求めている。

○いじめの早期発見・早期対応について

・いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こり 得る」問題であることを十分認識すること。日 ごろから、児童生徒等が発する危険信号を見逃 さないようにして、いじめの早期発見に努める こと。スクールカウンセラーの活用などにより、 学校などにおける相談機能を充実し、児童生徒 の悩みを積極的に受け止めることができるよう な体制を整備すること。

- ・いじめが生じた際には、学級担任などの特定の 教員が抱え込むことなく、学校全体で組織的に 対応することが重要であること。学校内におい ては、校長のリーダーシップの下、教職員間の 緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力し て対応する体制で臨むこと。
- ・事実関係の究明に当たっては、当事者だけでなく、保護者や友人関係などからの情報収集などを通じ、事実関係の把握を正確かつ迅速に行う必要があること。なお、把握した児童生徒などの個人情報については、その取り扱いに十分留意すること。
- ・いじめの問題については、学校のみで解決する ことに固執してはならないこと。学校において いじめを把握した場合には、速やかに保護者お よび教育委員会に報告し、適切な連携を図るこ と。保護者などからの訴えを受けた場合には、 まず謙虚に耳を傾け、その上で、関係者全員で 取り組む姿勢が重要であること。
- ・学校におけるいじめへの対処方針、指導計画などの情報については、日ごろより、家庭や地域へ積極的に公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めること。
- ・実際にいじめが生じた際には、個人情報の取り 扱いに留意しつつ、正確な情報提供を行うこと により、保護者や地域住民の信頼を確保するこ とが重要であり、事実を隠蔽するような対応は 許されないこと。

○いじめを許さない学校づくりについて

・「いじめは人間として絶対に許されない」との 意識を、学校教育全体を通じて、児童生徒一人 一人に徹底すること。特に、いじめる児童生徒 に対しては、出席停止などの措置も含め、毅然 とした指導が必要であること。また、いじめら れている児童生徒については、学校が徹底して 守り通すという姿勢を日ごろから示すことが重 要であること。

- ・いじめを許さない学校づくり、学級(ホームルーム)づくりを進める上では、児童生徒一人一人を大切にする教職員の意識や、日常的な態度が重要であること。特に、教職員の言動が児童生徒に大きな影響力を持つことを十分認識し、いやしくも、教職員自身が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないようにすること。
- ・いじめが解決したと見られる場合でも、教職員 の気づかないところで陰湿ないじめが続いてい ることも少なくないことを認識し、そのときの 指導により解決したと即断することなく、継続 して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導 を行うこと。

○教育委員会による支援について

・教育委員会において、日ごろから、学校の実情 把握に努め、学校や保護者からいじめの訴えが あった場合には、当該学校への支援や当該保護 者への対応に万全を期すこと。

前述の「学校裏サイト」によるいじめは、学校 サイドも実態を把握できていない場合もあり、こ うした対策がなされても防ぎにくい。そこで、文 部科学省スポーツ・青少年局青少年課が事務局と なって「ネット安全安心全国推進会議」が2007年 年11月16日に発足した。その趣旨は、「情報通信 技術・機器の急速な進展に伴い、従来は想定され なかった違法・有害情報による事件や事故に青少 年が巻き込まれるケースが頻発している。このた め関係業界・団体や行政等は各地域で個別にさま ざまな取り組みを実施し、これらの中には相応の 成果を挙げているものも見られるが、より一層の 取り組みが求められている。こうした状況を踏ま え、効果的な取り組みを進めるために個別に行わ れている取り組みを有機的に連携させ、関係機関 による推進体制を整備する」とされ、メンバーは 青少年関係団体、学校関係団体、通信関係団体、 学識経験者で、内閣府、総務省、経済産業省、警 察庁がオブザーバーとして参加している。本会議 の決定を受け、「学校裏サイト」を含む携帯電話 の利用状況について、文部科学省は2008年1月か ら初の実態調査に乗り出している。調査では、パスワードがないと閲覧できないものもあり、実態がつかめずにいた学校裏サイトについても調べる予定という。学校もほとんど把握できずにいるため、サイト運営会社なども対象にする。

いじめが犯罪につながることによって子どもが被害者になると同時に犯罪者にも容易になり得る状況があるが、さらにメールを利用した企業の脅迫や偽計業務妨害事件の犯人が子どもだったというような事件もある。子どもが自分の勉強部屋のパソコンでいたずらや遊び半分でEメールや掲示板を利用して罪を犯してしまうような状況にある。通常、いたずらでは済まない行為は子どもでもそれを認識しているはずだが、インターネットではその重大性に気づかないということもあろう。

(3) 契約トラブルの防止

2003年12月5日に国民生活センターが発表した「子どもの消費者トラブルの現状と特徴」では、以下の5点をその特徴にあげている。①商品やサービスを利用するという意思や、利用したという自覚もないまま無差別的な勧誘や手口でトラブルに巻き込まれる、②親に無断の契約がトラブルを潜在化させている、③知識や経験の乏しい子どもが相手のための安直な販売や不適切な勧誘に応じてしまう、④積極的な好奇心や欲求がトラブルを助長している、⑤子どもの個人情報が狙われている。

前述の埼玉県消費生活支援センターの調査では、子どもや若者の消費者相談の問題点を、①社会経験の乏しさがある、②人の意見に左右される不安定な若者心理がある、③勧誘を拒否することが苦手である、④商品や役務の効能・効果等に関する不実の情報提供を鵜呑みにする傾向が強い、⑤契約に対する義務と権利等の知識が不足している、としている。そして、「若者の消費者トラブル防止のためには、家庭内における消費者教育も必要ではあるが、それ以上に学校教育の中で体系的な消費者教育(消費者取引についての基本的な知識や判断力、合理的な生活設計能力、契約に対する責任感を養うための教育)、特に金融・経済

環境が大きく変化する中、お金と上手に付き合う力を育むための金銭教育の必要性が増大している」としている。

子どもの消費者トラブルには、年齢を問わない 無差別的な勧誘・販売方法に子どもが巻き込まれ ているといった事業者サイドの不当な行為による 要因と、子ども自身の消費者意識や消費行動が抱 えている問題による要因の2つに大別することが できよう。

無差別的な勧誘販売の問題に対しては、子どもに対する配慮を含めて、勧誘販売方法の適正化を 進めることが必要である。しかし、日本の消費者 法制は、高齢者も含めた社会的弱者に対する違法 な行為の是正につき特段の策を講じていない。

契約からの解放については未成年者の契約解除権が活用されている。未成年者が、法定代理人 (親権者である両親または後見人)の同意を得ないでした契約は、法定代理人か未成年者本人が取り消すことができる⁸⁾。しかし、未成年者に解約権があるといっても、子どもが自らのトラブルについて親や学校の教師に言いづらい状況があることからトラブルが潜在化してしまう可能性があることは前述のとおりである。誰にも相談できず必死でアルバイトをして支払いを続けたり、あるいは自殺してしまうといった不幸な事例も見られる。親や教員などの周りのものが子どもの変化に気付くことが重要である。

子どもの意識や行動が抱える問題に対しては、成長途上にある子どもにいかに消費者としての自覚を持たせ、必要な知識や能力を培うことができる環境を作りだすかが重要である。それには子どもに適切な消費体験をさせ、小さな失敗も経験させることも有益であるが、複雑で変化が早い消費経済環境の中ではそれも容易ではない。そこで、ロールプレーや悪質商法ゲーム⁹⁾などの疑似体験を通じて消費者の自覚と能力を身につけさせるようなことも、消費者教育に理解のある家庭科や社会科の教員によって行われてはいるが、受験科目偏重教育の中で、学校全体から見れば少数派であろう。

4. 情報化社会における消費者教育の課題

問題は、社会環境がめまぐるしく変化する現代社会の中で、親が子どもの置かれている環境や意識、実際の行動を理解できていない場合が多いということである。親は子どもの携帯電話やインターネットの使用実態をどの程度把握できているのであろうか。子どものインターネット利用の各種調査では、親の認識不足が明らかとなっている100。マイクロソフトは2006年6月、「子どもと親のインターネット利用意識調査」110 を実施した。

それによると、以下のように親の認識が子ども の利用実態を大幅に下回っている。

- ・約9割の子どもが「毎日インターネットを利用している」と答えたが、親の約4割が我が子の利用頻度を「 $2\sim3$ 日に1回」と認識していた。
- ・「電子メールのやり取り」をしている子は85% で、「我が子が電子メールをしている」と認識 している親は47%
- ・「掲示板への書き込み」をしている子は40% で、それを認識している親は12%
- ・「自分のブログの更新」をしている子は35% で、それを認識している親は10%
- ・41%の子が「ネット上で知り合った友達」とメールをやり取りし、28%の子が「ネット上で知り合った顔見知りでない大人」とブログ・チャット・掲示板で情報交換しているが、気付いている親の割合は、各項目ともに子どもの約半分。

「ネットデビュー」の低年齢化も進んでいる。 小学生向けポータルサイト「キッズgoo」で2006 年6~7月に小学生の保護者を対象に実施した調 査(有効回答数1,311人)では、就学前までにネット利用を始めた子は34%で、1年前の調査に比べ 倍増している。また、ネット利用について親子間 でルールを設けている家庭は6割を占めるものの、 利用するサービスや閲覧するページについて決まりがある家庭は3割弱にとどまり、1年前に比べ て微減した。

インターネット社会における子どもの保護は、子ども相手に違法行為を行う者を処罰するとともに、子ども自身に物事の善悪を判断させるための教育が車の両輪のように重要であろう。ましてや子どもが個人的に使用する携帯電話にインターネット機能がついている現状を考えると、子どもを親や学校が絶えず監視することは不可能であり、子ども自身に物事の善悪を考えさせる教育が求められている。

学校やPTA、携帯電話会社も、啓発用の冊子作成など対応策は講じてきた。しかし、生徒や卒業生らでつくる学校裏サイトなど、急速に広がる子どものネット社会に追いつけず、戸惑う保護者や学校関係者も多い。保護者だけではなく、学校、行政、関連企業、インターネット関係の専門家などが協力し、子どものインターネット利用の実態を十分に把握しながら進歩していく技術の功罪を吟味し、有効的な手立てを編み出していく努力が不可欠である。

注

- 1) 放送と通信の垣根がなくなっている。放送とは、ラジオ・テレビを通して 不特定の大衆に大量の情報を伝達することを言い、その情報は最近のデジタル放送を除けば一方通行である。これに対して、通信とは、人間が互いに意思などを伝達し合う手段のことで、文字情報である手紙から、モールス信号、そして、音声をやりとりする電話、ファクスなどの進歩を経て、現在のインターネットに至っている。
- 2) 2006年5月9日付読売新聞による。
- 3) 平成18年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(文部科学省、2007年11月15日)。文部科学省では、平成18年度から「いじめ」を「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」と定義している。
- 4) 特定商取引法上、インターネットショッピングは通信販売に該当する。同法では通信販売にはクーリングオフ権を認めていない。その理由として、通信販売には通常不意打ち性はなく、消費者には熟慮期間が与えられていると考えられているからである。なお、社団法人日本通信販売協会(JADMA)が定める通信販売倫理綱領実施基準は、会員企業が遵守すべき項目のひとつとして、「返品条件」につき以下のように述べている。「原則として返品を受けるものとし、受ける期間及び返

品に要する費用の条件を表示すること。また、特注品その他商品の特性により返品を受けない場合はその旨を表示すること。交換条件及び頒布会等の商品を継続して送付する場合の中途解約条件についても同様に上記の条件を表示すること。JADMAの会員企業はこれを受け自主的に返品規約を設けている場合が多い。ただし、法律上のクーリングオフ権と違い、返品期間や費用負担等は個別に定められている。

- 5) 埼玉県消費生活支援センター2007年2月15日公表ニュースリリース「『子どもや若者』の消費生活相談の分析結果について~4割以上がインターネット関連トラブル~」。
- 6) 2008年1月30日付産経新聞。
- 7) 国内最大手「mixi (ミクシィ)」などに代表される、インターネット上でプロフィルや日記などを公開できる会員制サービスのことを指す。共通の話題を持つ会員が集まって掲示板などで交流することもできる。
- 8) ただし、以下のような場合は、未成年者の契約であっ

ても取り消すことができない。

- ・小遣いなどあらかじめ処分を許された範囲内での契約
- ・未成年者が、相手の信用を得るため、成人であるな どと積極的に詐欺行為を働いた場合
- ・未成年者の時に契約し、成人になってからも代金を 支払うなど追認した場合など
- ・未成年者が婚姻をしている場合
- 9) 消費者教育支援センターは、ライフステージを反映した 「すごろく」を進む中で、様々な手口の悪質商法に遭遇 するゲームを発行・販売している。
- 10) 2006年12月18日付毎日新聞参照。
- 11) オンラインによる調査で、中学生以上の子どもと親それぞれ412人ずつが回答。

ほそかわ・こういち 日本女子大学家政学部 准教授。 主な著書に『消費者政策学』(成文堂, 2007)。消費者政策、 消費者法、消費者教育専攻。